平成２１年（フ）第２４４号
三重県四日市市桜台２丁目５番地301
債務者　尾崎　依子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
三重県四日市市幸町９番16号
債務者　片山　一士
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
三重県四日市市八王子町1317番地46
債務者　浜田エイジこと　ハマダ　エイジ　エドアルド
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
三重県四日市市八王子町1317番地46
債務者　浦本リエこと　ウラモト　アリセ　リエ
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２５５号
三重県桑名市新屋敷159番地
債務者　俵本　徳之
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
三重県桑名市大字江場587番地　なべつねアパート17号
債務者　山田　佳子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
三重県四日市市水沢町5008番地３
債務者　黒田　成一
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
三重県四日市市三滝台２丁目５番地１
債務者　坂本　卓也
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
兵庫県川西市多田桜木１丁目７番５―304号
債務者　大塚美佐子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２４７号
鳥取県鳥取市美萩野４丁目494番地20
債務者　橋本　　昇
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４９号
鳥取県鳥取市面影２丁目８番３号　メゾン・ドミノ203号、旧住所鳥取県米子市博労町３丁目158番地
債務者　米田　隆文
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８６号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇谷1170番地
債務者　村上　　泉
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１０１号
山口県大島郡周防大島町大字東安下庄1845番地１
債務者　尼崎　正明
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１０９号
山口県岩国市南岩国町４丁目65番27号
債務者　中原　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１１０号
山口県岩国市南岩国町４丁目65番27号
債務者　中原　珠美
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１１１号
山口県柳井市柳井2016番地６
債務者　松田　直治
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１１２号
山口県岩国市門前町２丁目20番３―101号
債務者　前田　宏枝
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
山口地方裁判所岩国支部